資料５

議案第７号

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和３年６月４日提出

匝瑳市長　　太　田　　安　規

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例（平成１８年匝瑳市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項を削り、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第８条第５項各号列記以外の部分中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附　則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（参考）

匝瑳市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　後	改　　正　　前
第１条～第３条　略 （審査の申出） 第４条　略 ２・３　略 ４　略 ５　略 第５条～第７条　略 （口頭審理） 第８条　略 ２～４　略 ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）～（３）　略 ６～８　略 以下　略	第１条～第３条　略 （審査の申出） 第４条　略 ２・３　略 ４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。 ５　略 ６　略 第５条～第７条　略 （口頭審理） 第８条　略 ２～４　略 ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 （１）～（３）　略 ６～８　略 以下　略